

令和7年3月7日  
国土交通省都市局

「駐車場法施行令の一部を改正する政令案について」  
に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和6年12月7日（土）から令和7年1月13日（月）までの期間において、「駐車場法施行令の一部を改正する政令案について」に関する意見募集を行いました。

その結果、7件の意見提出がありました。

いただいた御意見とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(別紙)

○駐車場法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集に寄せられた御意見の概要及び国土交通省の考え方

No.	御意見の概要	国土交通省の考え方
1	荷さばきスペースを確保することは、配送需要及び人手不足に対する解決策として有効と判断します。	賛同の御意見として承ります。
2	共同住宅のみ規制対象となり、長屋、寄宿舎は規制対象にならないという認識でよいか。	今回追加する用途である共同住宅と、長屋や寄宿舎はそれぞれ異なる用途であるため、対象には含まれません。
3	共同住宅を特定用途に追加して、一定の場合に駐車場の附置義務を課すこと自体は賛成するが、これに関連して、義務的に附置された駐車場においては、無断駐車（正当な理由なく、駐車場の所有者又は管理者の意に反して、一定の時間にわたって車両を駐車場に放置すること）に対して、現行法においては司法的救済が費用面等で困難であるため、適切に対応できる仕組みを導入してほしい。 具体的には、駐車場における無断駐車車両の所有者に対する通告・罰則付き行政処分の創設や、違法駐車車両を駐車場から撤去し移動させるための簡易的な行政手続の創設が必要であると考えます。	他の駐車場同様、附置義務制度により設置された駐車施設においても、施設管理者が管理規約を定めて運用することなどにより対応することが適切と考えます。
4	駐車場の確保のみでは不十分であるため反対する。電気自動車の普及促進のために充電設備も設けなければならない。	駐車場法は道路交通の円滑化等を目的としており、電気自動車の普及のために充電設備の設置を義務付けることは、法律の目的と異なると考えます。 なお、国土交通省では、経済産業省より公表された「充電インフラ整備促進に向けた指針」（令和5年10月18日）の趣旨を踏まえ、駐車場法に基づく駐車場においても、地域の実情に応じて電気自動車充電設備の整備を適切に推進するよう地方公共団体に通知しています。
5	①共同住宅でも、各住戸の広さや間取りなどから単身者用と判断できるものに関しては対象外と考えられるか。	①今回の政令改正は、駐車需要を生じさせる程度の大きい用途として、附置義務を強化できる特定用途に共同住宅を追加するものであ

	<p>②今般の宅配事情を鑑みての改正とのことだが、附置義務駐車台数を増やすのではなく、荷さばき駐車場又はそれに準ずるスペースの設置を義務付けることでよいのではないか。</p>	<p>り、対象となる共同住宅の範囲は、各地方公共団体の附置義務条例において定められることとなります。</p> <p>②今回の政令改正は、駐車需要を生じさせる程度の大きい用途として、附置義務を強化できる特定用途に共同住宅を追加することで、従前は共同住宅に対して、原則駐車場法に基づく附置義務の対象とできなかった住居系地域においても、附置義務の対象とできるようにするものです。</p> <p>今年度中に、地方公共団体に対して、改正標準駐車場条例を通知すること等により、荷さばき駐車施設の附置を義務付ける条例を制定するよう働きかけていく予定です。</p>
6	<p>改正の趣旨はとても良いと思う。なお、路上駐車の減少等には、荷さばき駐車スペースとして利用されることが重要であり、普通に一般の車両の駐車場として長時間占拠されては目的が果たせないので、趣旨に沿った設置となるよう、省令等は慎重に検討をお願いする。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>今後、技術的助言等を通して適切な運用がされるよう地方公共団体へ働きかけてまいります。</p>
7	<p>駐車場法施行令の特定用途が改正されることになれば、条例改正によって共同住宅の荷さばき駐車場に限定されたとしても、条例改正の時期が法令施行より遅れる可能性は否定できない。そうした場合には、民間開発への影響が非常に大きいと考える。</p> <p>共同住宅の荷さばき駐車場義務化が目的であれば、標準駐車場条例の内容を改正すれば対応可能と考える。</p>	<p>住居系地域においては、特定用途以外用途の建築物の場合、原則として駐車場法に基づく附置義務の対象とできないことから、標準駐車場条例の改正のみでは対応できないため、政令改正により特定用途に追加する必要があります。</p> <p>また、公布から施行まで1年以上設けることで、条例改正に必要な期間を設けていると考えておりますが、対応に遅れが生じないよう地方公共団体へ働きかけてまいります。</p>